

「まん延防止等重点措置」期間延長に伴う さらなる感染防止対策の手引き

はじめに

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 現状と課題 | 2 |
| 2 予防的対策の徹底 | 3 |
| (1)基本的な感染対策 | |
| (2)まん延防止等重点措置延長期間中に特にお願いしたいこと | |
| (3)感染リスクが高まる場合とは | |
| (4)分散登校の実施とオンライン授業の活用 | |
| (5)迅速な受診・検査 | |
| 3 陽性者発生時の対応 | 8 |
| (1)濃厚接触者特定までの対応 | |
| (2)濃厚接触者特定後の対応 | |
| 4 学びの保障と居場所の確保 | 9 |
| (1)各教科等の指導における感染症対策 | |
| (2)学級等が閉鎖された場合の対応 | |
| (3)登校に不安を感じる児童・生徒への対応 | |
| (4)居場所の確保 | |
| 5 教職員のワクチン追加接種 | 11 |

～はじめに～

新型コロナウイルス・オミクロン株が日本全国で猛威を振るっています。

本県でも、新規陽性者が過去に経験のない規模で増加しており、令和4年1月27日から2月20日までを期限とし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「まん延防止等重点措置」が講じられてきました。

本県では、これまでの対策の効果もあり、爆発的な感染拡大には歯止めをかけることができていることから、今後、長期にわたって強い対策を継続することは適切でなく、短期で集中的な措置が必要です。このため、全圏域における「まん延防止等重点措置」が令和4年2月21日から3月6日まで2週間延長されます。

学校では、小学校の新規陽性者数が高い水準で推移しており、さらなる対策強化、特に、感染力の強いオミクロン株の特徴に応じた、迅速で幅広い対策が求められています。

この度、「まん延防止等重点措置」延長に伴い、さらなる感染対策の強化をお願いするため、本手引きを作成しました。この手引きの内容については、県立学校、市町村教育委員会、私立学校にオンライン等を活用した説明会などで周知を図ります。

今がまさに、感染急拡大に歯止めをかけ、社会機能を維持するため、重症化リスクが高い方を守るため極めて重要な局面です。

皆様のご協力を切にお願いいたします。

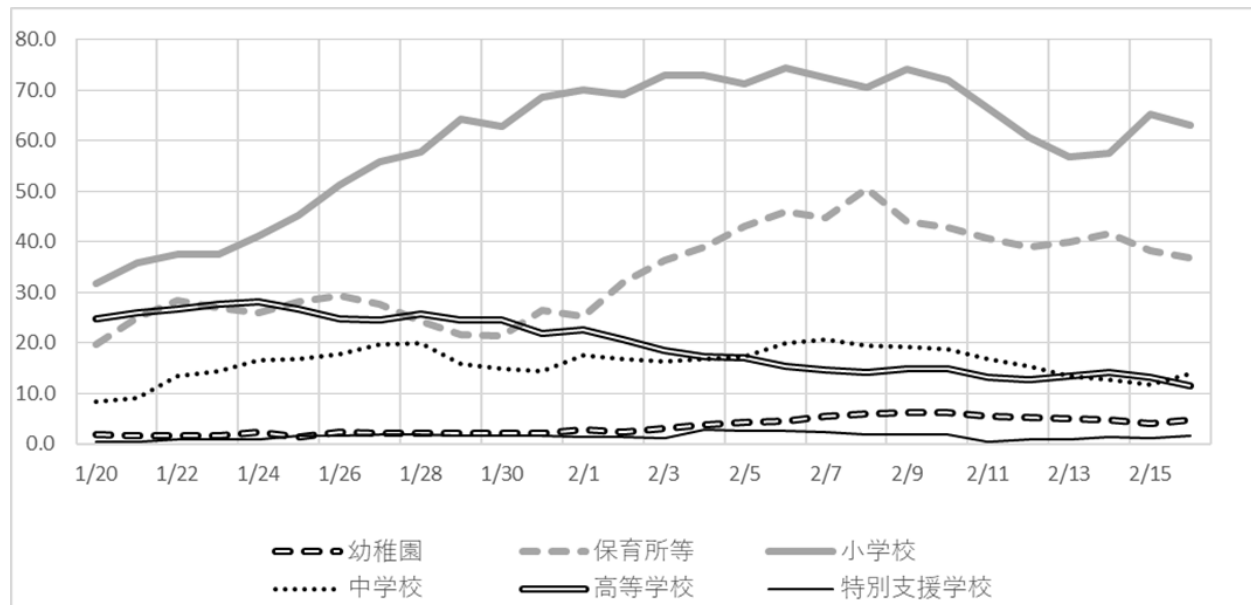
オミクロン株の特徴（令和4年2月開催の文部科学省研修資料より）

- ・感染すると90%の人が発症（10%の人は無症状）
- ・潜伏期間が短い（暴露した日から発症するまで3日の人が多く、5日までに95%の人が発症）
- ・デルタ株に比べて3～4倍の伝播性（広がりやすさ）がある

1 現状と課題

- 中学校、高校の感染は落ち着いているが、**小学校は高止まり**しており、対策強化が必要
- 感染力の強い**オミクロン株の特徴**に応じた、**迅速で幅広い対策**が必要

【新規陽性者数(R4.2.16時点 1週間の移動平均)】



【学校で感染が拡大した事例】

☆**症状が軽いため登校**していた ⇒ 学校内で感染

☆**休み時間に友達と近寄り密**の状態・**マスク着用が不適切** ⇒ 複数の感染

☆**休み時間に隣のクラスの児童・生徒と行き来** ⇒ クラスを超えた広い感染

☆**教室内での歯磨き**により、机上にウイルスが飛散 ⇒ クラス内で感染

2 予防的対策の徹底

(1) 基本的な感染対策

学校における教育活動については、「県立学校運営ガイドライン」等により、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしてきました。

基本的な感染対策は引き続き徹底していただきますようお願いいたします。

毎日の健康観察の徹底

- ・健康観察アプリや健康チェックカード等を活用
- ・児童生徒・教職員やその家族が体調に異変を感じたらその間登校・出勤しないことを徹底（休日の体調不良も）

授業

- ・対面授業とオンライン授業や、自宅での課題学習を併用
- ・感染リスクが高い学習活動は行わない



こまめな換気の徹底

少なくとも30分に1回。常時換気していても、休み時間には窓を全開にするなど換気の徹底を

学校行事

原則実施しない

なお、卒業式・入学式については会場の密を避けるため、参加者の間隔が1 m以上とれるよう十分配慮

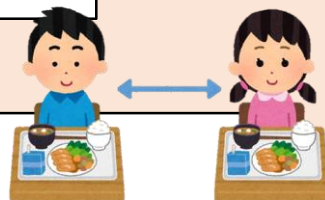


身体的距離の確保

座席の配置は、できるだけ2 m（最低1 m）を確保、対面は避ける

昼食時の感染対策

- ・食事前、食事後の手洗い及び机上（配膳台を含む）の消毒を徹底
- ・対面での飲食は避け、食事中の会話は控える



クラブ・部活動

原則実施しない

ただし、部活動で公式大会に出場する予定者は、傷害・事故防止、技能維持の観点から最小限の活動は認める
出場する公式大会の前後においてPCR検査を行う



2 予防的対策の徹底

(2)まん延防止等重点措置延長期間中に特にお願いしたいこと



他の学級との交流や接触機会は、できる限り減らしてください！

隣の学級や、同じフロアの学級などに感染が広まっているケースがあります。



**児童生徒や家族に一人でも症状がある場合は登校させないでください！
(他校であれば兄弟関係がある学校への連絡をお願いします)**

最近の事例では、家族内では子どもが最初に発症し、家族のほとんどが感染しています。



分散登校を進めるとともに、対面授業とオンライン授業の併用などの実施をお願いします！

分散登校を行っていた学校では、児童生徒同士の接触機会の低減が図られ、集団的な感染が抑えられていました。



迅速な受診・検査をお願いします！

オミクロン株は感染力や伝播力が強いので、迅速な受診・検査によりさらなる感染拡大の防止につながります。

2 予防的対策の徹底

(3) 感染リスクが高まる場合とは（最近の感染事例から）

登校

家族が体調に異変を感じているのにも関わらず、
登校してしまった



授業

・長時間、近距離の対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動

- ・音楽における合唱やリコーダー等の管楽器演奏
- ・体育における児童・生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・休み時間に密な状態で他クラスの友達と遊んでいた



運動

・部室や更衣室等の狭い空間に大人数で長時間滞在してしまった
・体育や部活動で使用する用具等（ボール、椅子、モップ）の消毒が不十分だった

- ・マスクを外して行う活動時に、こまめな手洗い・手指消毒が不十分だった
- ・運動の合間の休憩時などにマスク着用が徹底されていなかった



飲食

・教室での飲食時の前後に机上の消毒が行われていなかった
・換気が不十分な室内で飲食をした

- ・対面での飲食や食事中的の会話があった
- ・食事前後の会話の際のマスク着用が不徹底だった
- ・教室内での歯磨きにより、机上に飛散したウイルスから感染が広まった
- ・給食をおかわりする際、手の消毒をせず、おたまやしゃもじを使いまわした



2 予防的対策の徹底

(4)分散登校の実施とオンライン授業の活用(県内の好事例)

全県的に感染拡大が見られた中、分散登校を行っていた学校では、児童生徒同士の接触機会の低減が図られ、集団的な感染が抑えられていました。

学校内での感染拡大防止には分散登校が効果的だと考えられますので、分散登校とオンライン授業の事例をご紹介します。

自宅にいてもリアルタイムで授業に参加できるハイブリットな授業の工夫 (A市)

〔一方向型〕

登校した児童生徒は、通常の対面授業を実施。自宅にいる児童生徒は、リアルタイムで実施されている対面事業をオンラインで視聴。

〔双方向型〕

登校している児童生徒と自宅にいる児童をオンラインでつなぎ、様々なアプリを活用し、話合いや情報交換等を行う。

低学年の発達段階を踏まえたオンライン学習 (B市)

- ・低学年は、キーボードが打てないことで活動の幅が狭くなったり、見ているだけのオンライン授業だとすぐ飽きてしまうため、双方向型のオンライン授業を実施。
- ・キーボード入力を必要とする際には、入力に不慣れな児童に配慮し、ノートに書いたものをカメラで写し、それを送信・共有するように工夫。

2 予防的対策の徹底

(5)迅速な受診・検査

児童生徒等に、発熱、咳等の症状があった場合、速やかに医療機関を受診・検査することが大切です。陽性が判明しても、速やかな学級閉鎖や濃厚接触者の特定等が可能となり、学校内での感染拡大防止につながります。児童生徒等に発熱、咳等の症状があった場合、以下の対応をお願いします。

①登校後に症状が出た場合

(全員共通)

速やかに早退し、医療機関を受診

(小学校4年生以上、教職員)

- ・学校で保有している抗原簡易キットによる検査（養護教諭等が対応）
- ・結果が陽性だった場合は、学校が診療・検査医療機関を紹介し受診
- ・陰性だった場合はかかりつけ医を受診

②休日や夜間に症状が出た場合

(検査キットが自宅にある場合は、自宅で検査)

- ・陽性だった場合は休日外来のある医療機関を受診し、学校へその旨連絡
- ・検査キット結果陽性を受け、学校は出席停止の措置をとり、臨時休業を実施

(検査キットが自宅にない場合は、休日外来のある医療機関を受診)

- ・あらかじめ学校は、各地域の休日外来の医療機関を把握し、問合せに対応
- ・陽性だった場合は医師の指示により療養し、学校へ速やかに連絡
- ・学校は出席停止の措置をとり、臨時休業を実施

③医療機関を受診できない等緊急の場合

- ・県立学校については、保護者から相談があった場合に対応できるよう県教育委員会で検査キットを用意し、あらかじめ各学校へ配布
- ・市町村立学校については、県の対応を参考に対応してもらうよう依頼
キットが入手困難な場合は、県教育委員会へ相談

なお、医療機関等で陽性が確定する前であっても、簡易キットにより陽性が確認された場合には、陽性として扱い、学級閉鎖等の対応を行います。

その後、医療機関等で陰性であることが判明した場合には、学級閉鎖等は解除してください。

3 陽性者発生時の対応

学校は、陽性者が発生したら、以下のご対応をお願いします。
これらの対応を取ることをあらかじめ周知していただき、保護者に理解していただくよう努めてください。

(1) 濃厚接触者特定までの対応

- ①陽性者が発生した場合には、学校は速やかに行動歴の調査を行い、感染防止のため、陽性者と接触した可能性のある児童生徒を
 - ・登校している場合には帰宅させ、濃厚接触者特定まで登校させない。
なお、帰宅後の家庭での受入れ状況など（特に、低学年の児童等）十分に配慮すること。
 - ・休日、夜間等に陽性者が判明した場合には登校させない。
- ②保健所の助言を受けて、濃厚接触者の候補者リストを作成し、保健所に提出
- ③保健所は候補者リストを踏まえ、濃厚接触者を特定し、学校へ連絡

(帰宅させる範囲の考え方)

- ・校舎の構造などを踏まえ、手洗い場や廊下などを共用する同一フロアの学級
- ・登下校や休み時間、講座別授業などで、陽性者と接触した可能性のある児童生徒
- ・陽性者の確認が午後で、下校予定時刻が近づいている場合には、保護者への負担などを考慮し、同一学級の児童生徒のみ帰宅とすることも想定

(2) 濃厚接触者特定後の対応

- ①保健所から濃厚接触者の特定がされた後、陽性者が発生した学級は、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで学級閉鎖
- ②学年内で複数の学級を閉鎖する場合には学年を、学校内で複数の学年を閉鎖する場合には学校全体を、それぞれの状況が解消されるまでの間、閉鎖する

なお、他学級との交流等を極力控えますが、それでも他学級の児童生徒が濃厚接触者に特定される場合があります。陽性者が発生していない学級においても、20%程度の濃厚接触者がいる場合には、陽性者の最終登校日から5日を経過するまで、当該学級を閉鎖します。

ただし、学校の状況や地域の感染状況により、学校医等と相談の上さらに幅広い休業措置を取る場合も妨げません。

4 学びの保障と居場所の確保

(1)各教科等の指導における感染症対策

授業は、各校の状況に応じ、オンラインを活用した分散登校や自宅学習の実施など、児童生徒同士の接触機会を可能な限り低減させます。なお、対面による各教科等の指導を行う場合には、以下の点に留意して実施します。

- ① 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどして実施する。
- ② 複数の児童生徒が共用で教具(実験器具、体育器具、用具等)を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- ③ 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と接する場合、電話やFAX、Web会議システム等も活用する。

(2)学級等が閉鎖された場合の対応

以下を踏まえたうえで、オンラインを活用した学習を行います。

- ① **タブレット端末の持ち帰り**
 - ・公用端末を家庭で利用できるよう、学校は持ち帰りに係るルールを工夫
 - ・家庭のWi-Fi環境の状況を予め把握し貸出用ルーターの活用や公衆Wi-Fiが利用できる施設等を確認
- ② **オンライン授業**

学校の実情にあわせ、臨時時間割の作成や指導計画の見直しとともに、次の方法を組み合わせるなどし、学びの機会を保障

 - ・ビデオ会議システムを活用したフルオンライン授業
 - ・オンデマンドで視聴できる授業動画
 - ・クラウドを利用した課題配信
- ③ **学級活動**

学級担任は毎日児童生徒の健康観察を継続するとともに、児童生徒の相談や保護者との面談を行う等、心のケアを実施

(3)登校に不安を感じる児童生徒への対応

児童生徒が感染を心配して出席しない場合や、感染を予防するために保護者が児童生徒を出席させない場合は、家庭と連絡を取り、健康状況や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行います。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱い、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」等として記録します。

4 学びの保障と居場所の確保

(4)居場所の確保

- ①臨時休業を行う場合には、一人で家にいることが難しい小学校低学年の児童を考慮し、居場所の確保を検討してください。

例えば…

「放課後児童クラブ」「児童館」 長野県県民文化部こども・家庭課 家庭支援係 026-235-7095

- ②保護者が子どもの世話をを行うため仕事を休まざるをえなくなった場合、厚生労働省の「小学校休業等対応助成金」の制度を周知してください。

「小学校休業等対応助成金」

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する国の制度です。
- この助成金は事業主が労働局に申請することとなっていますが、保護者が個人で申請しやすくなるよう手続きが見直され、事業主が申請しない時には、個人での申請が可能になります。
- 下記ページのリーフレット等を活用し、学校から保護者等へ改めて周知ください。

厚生労働省ホームページ「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html



小学校休業等対応助成金について

5 教職員のワクチン追加接種

感染の急拡大を踏まえ、学校の教育活動継続の観点からも、ワクチンの追加接種を希望する教職員が速やかに接種を受けられるよう、県では教職員を県設置団体接種会場における早期接種の対象としています。なお、居住する市町村から接種券が届いていない教職員も接種可能です。

県設置団体接種会場での追加接種

| 圏域名 | 佐久圏域 | 上田圏域 | 諏訪圏域 | 上伊那圏域 | 南信州圏域 | 木曾圏域 |
|---------------------|------------------|-----------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 接種会場名 | 県佐久合同庁舎 (佐久市) | 県上田合同庁舎 (上田市) | 県諏訪合同庁舎 (諏訪市) | 伊那文化会館 (伊那市) | エス・バード (飯田市) | 県木曾合同庁舎 (木曾町) |
| 2月の接種日 (2月14日以降) | 2月25～27日 | 2月19・20・23・ 26・27日 | 2月19・20・ 26・27日 | 2月23～25日 | 2月20・24・25日 | 2月26・27日 |
| 接種時間 | 9:30～16:00 | 9:30～16:00 | 9:30～16:00 | 10:00～16:30 | 9:30～16:00 | 9:30～16:00 |
| 接種可能人数 | 300人/日 | 300人/日 | 240人/日 | 400人/日 | 600人/日 | 220人/日 |



| 圏域名 | 松本圏域 | | 北アルプス圏域 | 長野圏域 | | | 北信圏域 |
|---------------------|--------------------|---------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|----------------|
| 接種会場名 | 県松本合同庁舎 (松本市) | 松本平広域公園 体育館(松本市) | 県大町合同庁舎 (大町市) | ホテル味リク長野 (長野市) | ホテル国際21 (長野市) | 戸倉創造館 (千曲市) | 県飯山庁舎 (飯山市) |
| 2月の接種日 (2月14日以降) | 2月15～18・ 23・24日 | 2月14～22・ 25～27日 | 2月23日 | 2月23・24・ 27・28日 | 2月14・15日 | 2月17～19・ 23・24日 | 2月26日 |
| 接種時間 | 9:30～16:00 | 9:30～16:00 | 9:30～16:00 | 9:30～16:00 | 9:30～17:30 | 9:30～16:00 | 9:30～19:30 |
| 接種可能人数 | 500人/日 | 750人/日 | 240人/日 | 260～500人/日 | 900人/日 | 400人/日 | 460人/日 |

○予約方法・・・インターネット又は電話により予約してください。

・インターネット予約：県ホームページの新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場>専用予約システムから申請して予約

・電話予約：県ワクチン接種会場運営事務局(026-480-0400)に電話して予約

○詳細は、「県設置団体接種会場での新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)について(令和4年1月28日付け通知)」参照

○最新情報は、県ホームページの新型コロナウイルス感染症対策 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場 参照

県設置職域接種会場での追加接種

| 会場名 | 長野会場 | 松本会場 |
|--------|------------------|--------------|
| 接種会場名 | 県長野合同庁舎 別館 (長野市) | 松本歯科大学 (塩尻市) |
| 接種日 | 3月7・17・18・24・25日 | 3月5・12・26日 |
| 接種可能人数 | 180～260人/日 | 300人/日 |

※県設置職域接種会場での追加接種は、県立学校に勤務する教職員のみ対象です。

※接種ワクチンは、県設置団体接種会場・県設置職域接種会場ともに、モデルナ社製ワクチンとなります。

※県設置団体接種会場・県設置職域接種会場ともに、接種日は今後も追加される予定です。

○予約方法・・・「ながの電子申請サービス」により予約してください。

○詳細は、「県設置職域接種会場での新型コロナワクチン追加接種(3回目接種)について(令和4年2月10日付け通知)」参照

○追加接種の概要は、県ホームページの新型コロナウイルス感染症 総合サイト>ワクチン特設サイト>県接種会場>使用するワクチン 参照